

長期優良住宅建築等計画等の認定における自然災害による被害の発生防止 又は軽減への配慮に関する基準

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号。以下、「法」という。）第 6 条第 1 項第 4 号に規定する地域における自然災害による被害の発生防止又は軽減への配慮に係る基準を次のように定める。

1 認定を行わない区域

申請建築物（法第 5 条第 1 項から第 7 項まで及び第 8 条の認定申請に係る住宅を含む建築物をいう。）が次に掲げる区域内に含まれる場合は、長期優良住宅建築等計画等の認定（以下、「認定」という。）を行わない。

- (1) 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項に規定する地すべり防止区域
- (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域

2 認定を行わない区域における例外

前号の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、長期優良住宅建築等計画等の認定をすることができる。

- (1) 宅地の安全化を図る開発行為等により、区域の指定が解除されることが決定している場合又は短期間のうちに解除されることが確実と見込まれる場合
- (2) 前号の(2)の急傾斜地崩壊危険区域において、がけくずれによる被害をうけるおそれのない場合

附 則

- 1 この基準は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この基準の施行の際現に申請書の受理をしているものについては、なお従前の例による。